

# 大東市中小企業人材育成支援補助金制度のご案内

大東市では、市内の中小企業者に対して従業員の、①後継者育成、②人材スキルアップを目的とした、大学および公的機関等による各種研修の受講料の補助をしています。内容は次のとおりです。

## 1. 補助対象者

大学や公的機関の研修を受講し、次の事項の全てに該当するもの。

- ◆大企業が発行済株式総数または出資総額の過半数を単独で所有または出資していない中小企業者。
- ◆市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者またはその従業員。
- ◆大学や公的機関が実施する研修を受け受講料を負担した中小企業者。

## 2. 補助額

- ◆支払った受講料（教材費を含む）の2分の1以内
- ◆同一年度で1事業所につき2人まで。
- ◆受講者1人あたり①は50,000円、②は30,000円が限度  
※ただし、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 3. 補助金の申請

この補助金の交付を受けようとする人は、研修修了後から6カ月以内に市所定の申込書に必要な書類を添えて、産業振興課まで提出してください。

なお平成23年度から一年を通し随時受け付けております。

ただし、予算の範囲内で補助いたしますので、申請の時期によっては補助できない場合もありますのでご了承ください。

## 4. 補助金申請および交付請求に必要な書類

- |                           |        |
|---------------------------|--------|
| (1) 交付申込書(様式第1号)          | [ 1通 ] |
| (2) 研修に関する受講報告書(様式第2号)    | [ 1通 ] |
| (3) 研修の受講に要した経費を証する領収書(写) | [ 1通 ] |
| (4) 人材育成研修の受講修了を証する書類(写)  | [ 1通 ] |
| (5) 交付請求書(様式第3号)          | [ 1通 ] |
| (6) その他必要と認める書類           |        |

## 5. 問い合わせ先

大東市政策推進部産業振興課

TEL 870-4013

FAX 870-9608